

健診受診宣言。



国民健康保険加入中の40歳以上の方へ

健診を受けてください。

まだ、健診を受けていない方は、下記のどちらかを選んで、健診受診予約をお願いします。

個別健診



対象医療機関に電話予約

医療機関で受診する

※受診券と保険証を医療機関に持参してください

集団健診



電話またはWEB予約
(予約開始は10月です)

ゆうゆう館または
地区会場で受診する

- ・個別健診の町内対象医療機関は、きむら内科クリニックと桜の郷クリニックです。町外対象医療機関については、町ホームページをご覧ください。その他詳細は、5月の受診券送付時に同封した冊子を参照ください。
- ・人間ドック・脳ドックを、町の補助を受けて受診される方は、町の健診は受けられません。

【問合せ先】 保険課 029-240-7113 (直通)

地域のチカラで「更生」への一歩を支える 「保護司」ってなんだろう？

私が答えます！



茨城町保護司会
早乙女寿一 会長

保護司とは、犯罪や非行からの立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。刑務所や少年院を退所してからの保護観察期間中、社会へ復帰するためのサポートを行っています。

町には「茨城町保護司会」があり、16人の保護司が保護観察官と協力しながら、主に以下のような活動に取り組んでいます。

①保護観察

犯罪や非行をした人に対して、更生をするための約束ごとを守るように指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、立ち直りを助けます。対象者とは月に2回面接を行い、体調は問題ないか、仕事はうまくいっているかなどの何気ない会話や、悩みなどの相談を通して、信頼関係を築くようにしています。

②生活環境調整

少年院や刑務所に収容されていた人が、スムーズに社会復帰できるよう、釈放後に住む場所の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い、必要な受入態勢を整えます。

③犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の「社会を明るくする運動」強化月間などの機会を通じて、犯罪予防活動を促進しています。

こうした活動を行っている保護司は、なんと全国に約4万7千人。農林水産業・製造業・販売業・サービス業・土木業・建築業・公務員・宗教家・主婦など幅広い分野の方々が活躍しています。それぞれの分野における様々な経験を、犯罪や非行をした人の理解や指導、援助のために役立てています。

早乙女会長に聞きました！

保護司としての思い

保護司として一番大切なことは、「話し相手になること」だと考えています。犯罪や非行をした自分を後悔し、「ここからやり直したい」と強く願っていても、一度保護観察を受けたり、刑務所に収容されたりしたことがある人だと分かると、周囲から怖がられ、様々な先入観を持たれることも少なくありません。対象者の抱える悩みを親身になって聞き、就職先での生活を安定させられるようにサポートすることがとても大切です。こうした保護司の取り組みは、再犯防止につながり、安心・安全な地域づくりにも役立っているのです。

私は、最初に保護観察の面接を行うとき、自分自身を含めて「嘘をつかない」と「約束を守る」ことをお互いに守り合おうと伝えています。こちらがまず相手を信頼し、約束を守る姿勢を見せることで、互いに信頼関係を結べたら、と思っています。

保護司とは、犯罪や非行をした人を隣で支えながら、地域の中に再び溶け込んでいくための手伝いをするのが役割です。保護司に興味がある方は、是非私たちと一緒に活動していきましょう。



【問合せ先】 社会福祉課 ☎029-240-7112 (直通)
(保護司の活動に興味がある方は、こちらにお問い合わせください)